

福岡県公報

平成30年1月5日
第3955号

目次

告示(第1号-第19号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更	(保護・援護課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	8
公 告		
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	8

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
雑 報		
○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	(医療保険課)	11

告 示

福岡県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	久留米市善導寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.6	809.0

久留米	県道	豊田線 北野線	前	久留米市善導寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 25.6	794.0
			前	久留米市善導寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.5	810.1
			前	久留米市善導寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.5	812.0
			後	久留米市善導寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 14.7	809.0

福岡県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田線 北野線	久留米市善導寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで

福岡県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	江島線 筑後線	久留米市城島町江上本2番2先から 久留米市城島町江上290番1先まで

福岡県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	門司橋線	前	行橋市大字今井3524番1先から 行橋市大字沓尾82番1先まで	3.3 ～ 17.9	2,907.4
			前	行橋市大字今井3524番1先から 行橋市大字今井2679番5先まで	3.3 ～ 21.0	3,858.7
			後	行橋市大字今井3524番1先から 行橋市大字沓尾82番1先まで	3.3 ～ 17.9	2,907.4
			後	行橋市大字今井3524番1先から 行橋市大字今井2679番5先まで	3.3 ～ 80.0	3,858.7

福岡県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介薬120	株式会社箱崎薬局 久山店	糟屋郡久山町大字久原3539 - 1	H 19・7・1	居管・予居管
朝倉介薬56	つぼみ薬局	朝倉市一木164-1	H 29・11・1	居管・予居管
筑紫居117	リアン訪問看護	筑紫野市塔原東三丁目12- 18 道永貸店舗3号	H 29・11・1	訪看・予訪看
飯居406	訪問看護ステーション いづか	飯塚市鶴三緒1452-2	H 29・12・1	訪看・予訪看
飯支118	飯塚記念病院ケア プランセンター	飯塚市鶴三緒1452-2	H 29・12・1	居支
粕支54	ケアプラン結	糟屋郡粕屋町長者原西一丁 目8-16 ピアコート長者 原A106号	H 29・12・1	居支
南筑後居25	筑後カレッジ	三潞郡大木町大字大角1797 - 1	H 29・11・1	通介・予通介・ 一号通
柳居80	ほほえみ倶楽部デ イサービスセンタ ー	柳川市三橋町木元318	H 29・11・1	通介・予通介・ 一号通
福津介17	医療法人社団水光 会宗像水光会総合 病院	福津市日蒔野五丁目7-1	H 29・11・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管

福岡県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津介41	水光会健康増進クリニッ ク	福津市日蒔野五丁目8-4	H 29・10・31
田介94	森田外科医院	田川市大字伊田4514-1	H 29・10・28
粕居168	ニック調剤薬局志免店	糟屋郡志免町大字志免4-22- 11	H 29・9・30
遠介38	えびつ調剤薬局	遠賀郡岡垣町大字海老津1227- 1-2	H 29・11・15
像居90	アサヒサンクリーン在宅 介護センター宗像	宗像市栄町1-5	H 29・12・15
宮居95	デイサービス「永遠の樹 」	宮若市鶴田1381-2	H 29・9・30

福岡県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項におい

てその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居265	ケアステーション絆	飯塚市小正404-1 (鳥居テナントA)	飯塚市西徳前15-20	H 29・4・1

福岡県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
南筑後生5	酒井内科胃腸科医院	三潞郡大木町大字八町牟田268-1	H 29・11・15
田生188	森田外科医院	田川市大字伊田4514-1	H 29・10・29
筑紫生歯84	きらら歯科クリニック	筑紫野市針摺中央二丁目3-5	H 29・11・1
柳生歯71	くめ歯科	柳川市上宮永町416-3	H 29・11・1
柳生歯72	さくら通り歯科クリニック柳城	柳川市城隅町8-6	H 29・11・1
大生薬192	タケ・デンタルクリニック	大牟田市大字歴木1807-447	H 29・12・1

宰生薬50	ハートフル薬局太宰府駅前店	太宰府市宰府一丁目4-24	H 29・12・1
朝倉生薬56	つぼみ薬局	朝倉市一木164-1	H 29・11・1
嘉鞍生薬3	えび寿薬局	鞍手郡小竹町大字御徳1972-47	H 29・10・1
筑紫生訪10	リアン訪問看護	筑紫野市塔原東三丁目12-18-3	H 29・11・1
飯生訪18	訪問看護ステーションいづか	飯塚市鶴三緒1452番地2	H 29・12・1

福岡県告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
行生71	医療法人藤田中央医院	行橋市中央二丁目10-8	H 29・10・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生41	水光会 健康増進クリニック	福津市日蒔野五丁目8番地の4	H 29・10・31
潞生87	酒井内科胃腸科医院	三潞郡大木町大字八町牟田268-1	H 29・11・14

田生94	森田外科医院	田川市大字伊田4514-1	H 29・10・28
筑紫生歯 28	松永歯科医院	筑紫野市大字針摺中央二丁目3-5	H 29・10・31
柳生歯65	さくら通り歯科クリニック柳城	柳川市城隅町8-6	H 29・10・31
田川生歯 77	ながすえ歯科クリニック	田川郡福智町弁城字奥畑3527-1	H 29・10・15
粕生薬149	ニック調剤薬局 志免店	糟屋郡志免町志免四丁目22番11号	H 29・9・30
古生薬24	大信薬局 千鳥店	古賀市舞の里三丁目5-18	H 29・10・31
遠生38	えびつ調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津駅前8番2号	H 29・11・15

福岡県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
南生薬 54	すこやか調剤薬局	三潞郡大木町大字福土111-1	三潞郡大木町大字福土115-2	H 29・11・1

福岡県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ36	柳 達也（九州療養サポートセンター大牟田営業所）	大牟田市大字宮崎11-2-402	H 29・11・1
田生柔63	大城 絵里子（はろうず鍼灸整骨院）	田川市大字伊田385-2	H 29・11・1
田生柔64	陸田 舞（はろうず鍼灸整骨院）	田川市大字伊田385-2	H 29・11・1
田生柔65	松嶋 秀明（はろうず鍼灸整骨院）	田川市大字伊田385-2	H 29・11・1
行生柔35	安東 健志（安東鍼灸整骨院）	行橋市大字高瀬198-20	H 29・11・1
筑紫生柔 80	野中 優輝（むさし鍼灸整骨院針摺）	筑紫野市針摺西一丁目3-28	H 29・11・22
春生柔59	藤田 東志（整骨院ふじた）	春日市大字小倉2-2 小倉不動産店舗A号室	H 28・9・1
春生柔60	南 大成（整骨院ふじた）	春日市大字小倉2-2 小倉不動産店舗A号室	H 29・11・22
宰生柔49	吉岡 豊（整骨院健楽）	太宰府市五条一丁目1-1	H 29・10・26
古生柔40	井関 眞文（ちどり整骨院）	古賀市花見東七丁目9-1	H 29・5・1
宮生柔22	奈良坂 俊一（本城接骨院）	宮若市本城544-2 サンコーボ6-102号	H 29・11・1
田生はき 6	松本 夏哉（はろうず鍼灸整骨院）	田川市大字伊田385-2	H 29・11・1

田生はき 7	大城 絵里子 (はろうず 鍼灸整骨院)	田川市大字伊田385-2	H 29・11・1
田生はき 8	糸田 麻菜美 (あったか 訪問治療院)	田川市本町1-34 IS教育セン タービル3F	H 29・12・1
行生はき 1	安東 健志 (安東鍼灸整 骨院)	行橋市大字高瀬198-20	H 29・11・1

福岡県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
行生柔20	安東 健志 (安東整骨院)	行橋市宮市町3-2	H 29・10・31
春生柔52	藤田 東志 (整骨院 ふ じた)	春日市小倉二丁目2 小倉不動 産店舗A号室	H 28・9・1
古生柔40	井関 眞文 (ちどり整骨 院)	古賀市花見東七丁目9-1	H 29・7・31
田川生柔 41	大石 梨紗 (なかし整骨 院川崎院)	田川郡川崎町大字川崎403-10	H 29・11・30
田川生柔 46	大城 絵里子 (はろうず 鍼灸整骨院)	田川郡香春町大字中津原1246番 地17	H 29・10・31
田川生柔 47	陸田 舞 (はろうず鍼灸 整骨院)	田川郡香春町大字中津原1246番 地17	H 29・10・31
田川生柔 48	松嶋 秀明 (はろうず鍼 灸整骨院)	田川郡香春町大字中津原1246番 地17	H 29・10・31

大生柔69	松田 竜二 (松田整骨院)	大牟田市天領町一丁目287-1	H 29・10・31
田生はき 5	須堯 右家 (あったか訪 問治療院)	田川市本町1-34 IS教育セン タービル3F	H 29・11・30
田川生は き17	大城 絵里子 (はろうず 鍼灸整骨院)	田川郡香春町大字中津原1246- 17	H 29・10・31
田川生は き18	松本 夏哉 (はろうず鍼 灸整骨院)	田川郡香春町大字中津原1246- 17	H 29・10・31

福岡県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
田川生 柔33	中島 聡 (なかし 整骨院 川崎院)	中島 聡 (なかし 整骨院)	田川郡川崎町大字川 崎403-10	H 29・11・1

福岡県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第211号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷頭-1	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
谷頭-2	八女市星野村（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第212号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷頭-1	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
谷頭-2	八女市星野村（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷頭川	八女市星野村浦（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峯畑	筑紫野市二日市北一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第297号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

峯畑	筑紫野市二日市北一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
----	-------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峯畑	筑紫野市二日市北一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- (2) 化学名 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 化学名 2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成29年12月29日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ニトリ直方店
- (2) 所在地 直方市大字下境599番7 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社もち吉	代表取締役社長 森田 長吉	直方市大字下境 2400 番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ニトリ	代表取締役社長 白井 俊之	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号
他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年8月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,079平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	100
合計	100

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟北東側	10
A棟南東側	10
B棟北東側	11
合計	31

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟南側	45.5
B棟西側	31.5
合計	77.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟建物内南側	19.06
B棟北西側	4.62

合計	23.68
----	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時00分～午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	建物敷地東側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年12月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フェスティバルガーデン春日

(2) 所在地 春日市大字上白水1308番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	株式会社アルペン 代表取締役 水野 敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社オートバックス福岡 代表取締役 松尾 隆 大野城市御笠川五丁目2番1号	株式会社オートバックス福岡 代表取締役 松尾 隆 大野城市御笠川五丁目2番1号
青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山商事株式会社 代表取締役 青山 理 広島県福山市王子町一丁目3番5号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山 ウエストゾーン（1）

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・ 県の開発許可に定められた手続き及び基準に適合した施工を行うこと。
- ・ 交通や排水等に変更が生じる場合は事前協議を行うこと。
- ・ 消防署の指導に基づき適切な消防設備を設置すること。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年12月15日筑紫野市告示第239号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久山町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年12月8日久山町告示第29号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原東一丁目639番6及び639番29から639番39まで並びに道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区東入部三丁目3番7-101号
有限会社ヒロ・プランニング
代表取締役 松下 文代

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字上津熊字フジタ103番8、104番1、105番1、106番1、107番1及び108番1並びに字クボタ109番1、111番1及び113番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檜木野 仁司

雑 報

福岡県国民健康保険運営協議会公告

福岡県国民健康保険運営方針（答申案）並びに国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年1月5日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

- 1 意見募集の結果
 - (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）
提出された意見の総数 55件
 - (2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）
提出された意見の総数 3件
- 2 答申の要旨
 - (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申）

基本的事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の根拠
- 3 対象期間及び検証・見直し
- 4 P D C Aサイクルの実施

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- 3 赤字解消・削減の取組、目標年次等
- 4 財政安定化基金の運用

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- 1 現状
- 2 地域の実情に応じた保険料率の均一化
- 3 標準的な保険料算定方式
- 4 標準的な収納率の設定

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 収納対策（収納対策の強化に資する取組）
- 3 収納率目標

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 1 現状
- 2 県による保険給付の点検、事後調整
- 3 療養費の支給の適正化
- 4 レセプト点検の充実強化
- 5 第三者求償事務や過誤調整等の取組強化
- 6 高額療養費の多数回該当の取扱い

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 1 現状
- 2 医療費の適正化に向けた取組
- 3 医療費適正化計画との関係

第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 1 現状
- 2 事務の標準化等の方針及び実施時期について

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

- 1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他

(2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申）

- 1 国民健康保険事業費納付金制度の概要
- 2 納付金算定の基本的な考え方
- 3 納付金の算定方法
 - (1) 医療費水準の反映
 - (2) 算定方式
 - (3) 応益分における均等割：平等割と応能分における所得割：資産割の比率
 - (4) 応益分と応能分の比率
 - (5) 納付金算定に当たっての賦課限度額
 - (6) 激変緩和措置
 - (7) その他納付金の算定に当たり必要な事項

4 不断の検証等

※ 提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。